

岡山県赤磐市立磐梨中学校 いじめ防止基本方針

平成31年4月 改訂

いじめに関する現状と課題

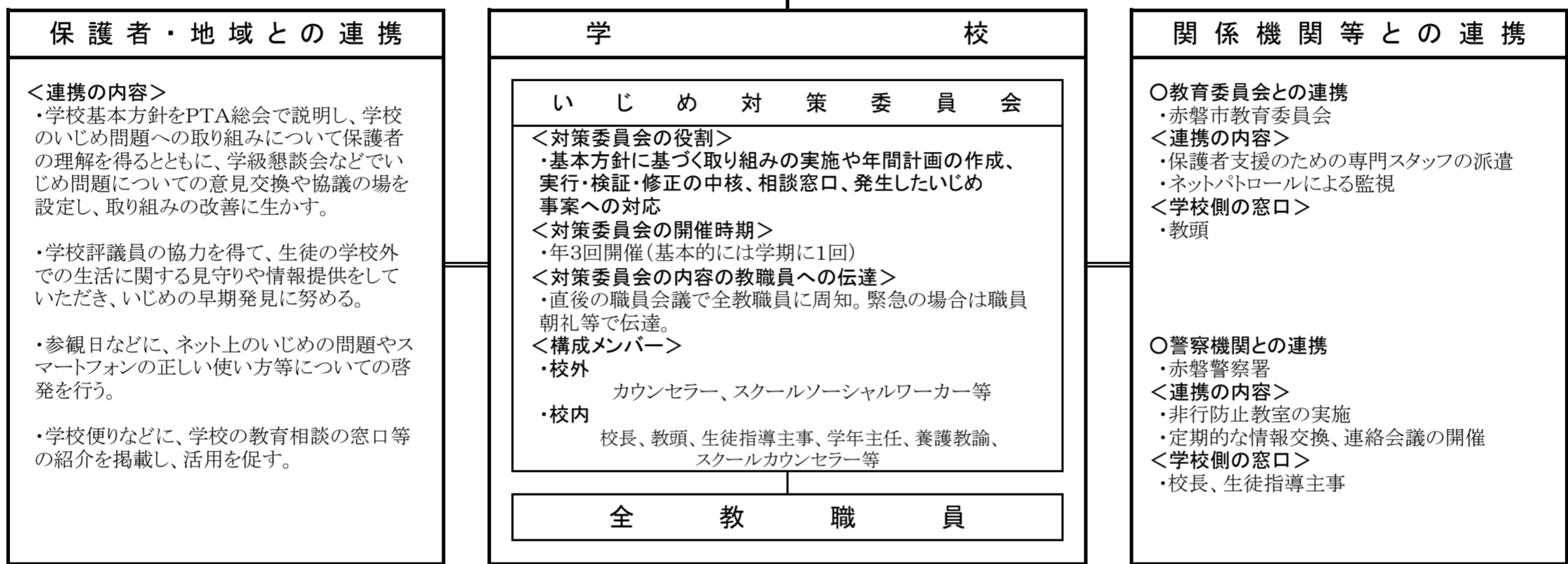
- ・自分の気持ちを相手にうまく伝えられなかったり、相手の気持ちを考えない言動をしたりして、生徒間でトラブルになることがある。また、多くの生徒がスマートフォン等を所持している。他にインターネットに接続する環境を持っている生徒を加えると大多数の生徒がネット利用をしていることになる。
- ・いじめはどの学校でも起こりうるという認識のもと、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実が必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた継続的な取り組みを推進するため、いじめ対策委員会は、校長・教頭・生徒指導主事に加えて、学年主任、養護教諭・スクールカウンセラーで組織する。また、この委員会には、必要に応じて該当生徒の担任等が加わることとする。
- ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、生徒自らが望ましい人間関係を構築するための具体的な手立てを指導する。また、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ・いじめの早期発見のために、定期的にアンケートを実施し、状況を的確に把握する。また、教育相談週間を設定したり、生徒が自身の思いを表現できる環境づくりに努めたりすることで、生徒が相談しやすい校内体制の工夫をする。ここで得られた情報は教職員間で共有する。

<重点となる取組>

- ・教職員がいじめの兆候を発見する目を養うとともに、適切に対応する力の向上を図るため、校内でいじめに関する研修を実施する。
- ・人権集会などの生徒会が実施する取り組みを支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで解決しようとする意識の高揚を図る。
- ・生徒のインターネット利用の実態を踏まえ、全校の生徒に対して、情報モラルに関する指導や、ソーシャルスキルトレーニングを計画的に実施する。



学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	<p>(教職員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力向上のため、いじめや生徒のインターネット利用の留意点等について研修を行う。 ・学校生活の様々な場面で、発達障害の視点を踏まえた指導や対応、あるいは人権的配慮のある言動ができるようになるための研修を行う。 <p>(PTA研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権集会において、生徒会主催の、いじめ防止の意識を高めるための取り組みを進める。 <p>(生徒会活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権集会において、基本的人権を正しく理解させ、尊重する態度を育成するとともに、いじめ防止の意識を高めるための取り組みを進める。 <p>(居場所づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃の授業や行事等において、生徒全員が活躍できる機会を設定することで、自己肯定感や充実感が感じられる学校づくりを進める。 <p>(情報モラル教育)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット上のいじめを防止するために、情報モラルに関する授業を、全学年において、年1回行う。
② 早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の実態把握のためにアンケートを半期ごとに実施し、年2回の定期教育相談を行うことで、いじめの早期発見を図る。 <p>(相談体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーとその活動を生徒に周知すると同時に、全ての教職員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かい声掛けを行い、生徒がいつでも相談できるような体制を整える。 <p>(情報共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の気になる変化や行いがあつた場合、職員朝礼で報告することで、情報共有できる体制をつくる。 <p>(発達障害の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害を持つ生徒の特徴に注目し、小さなトラブルに対し障害のある生徒と保護者、周囲の生徒双方に対して対処方法を教え、トラブルを小さいうちに解消するとともに、発達障害の特徴を改善・緩和するための支援方法の向上を図る。 <p>(家庭への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTAを対象とした講演会等を開催することで、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ いじめへの対処	<p>(いじめの有無の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときには、速やかにいじめの事実の確認を行う。 <p>(いじめへの組織的な対応の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 <p>(いじめられた生徒への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあつたと確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、生徒及び保護者に対して支援を行う。 <p>(いじめた生徒への指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるように指導を行う。